

岡山市環境基本計画ほか
策定支援業務委託仕様書
(案)

令和7年2月

岡山市環境局環境部環境保全課

岡山市環境基本計画ほか策定支援業務委託仕様書（案）

1 委託業務の概要

1. 1 委託業務の名称

岡山市環境基本計画ほか策定支援業務委託

1. 2 委託業務の目的

岡山市の環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「第2次岡山市環境基本計画（以下「現行計画」という。）を平成23年度に策定し、平成28年度と令和3年度にそれぞれ改訂した。また、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「岡山市生物多様性地域戦略」（以下「現行戦略」という。）を平成28年度に策定した。

現行計画及び現行戦略の改訂又は策定以降、菅総理大臣（当時）による「2050年カーボンニュートラル宣言」や令和3年7月のG7サミットにおける「30by30目標」への合意等、環境政策の転換・強化が行われ、更には、海洋プラスチック汚染といった新たな環境課題もクローズアップされるようになるなど、環境分野における社会情勢は大きく変化している。

これらの変化に対応する必要があること、また、現行計画及び現行戦略ともに令和7年度で計画期間を終了することから、関連施策を切れ目なく推進するため、令和6年度策定予定の（仮称）第3次岡山市環境基本計画（以下「次期計画」という。）及び（仮称）生物多様性おかもプラン（以下「次期戦略」という。）の骨子を踏まえ、令和7年度に次期計画及び次期戦略を策定する。

1. 3 委託業務の概要

本委託業務の対象は以下のとおりとする。

(1) 次期計画及び次期戦略の策定

- ア 環境の現況及び関連施策動向等の整理
- イ 重点的取組の検討
- ウ 施策の検討
- エ 環境指標及び数値目標等の検討資料の作成
- オ 次期計画及び次期戦略の原案の作成
- カ 次期計画及び次期戦略の修正案の作成
- キ 次期計画及び次期戦略の最終案の作成
- ク 次期計画及び次期戦略の案及び概要の作成

(2) 地域説明会（タウンミーティング）開催支援

(3) パブリックコメント実施支援

- (4) 審議会運営支援
- (5) 次期計画及び次期戦略の周知・普及啓発に向けた提案

1. 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月27日まで

1. 5 担当課

本委託業務における委託者の担当課は、環境局環境部環境保全課とする。

所在地 岡山市北区大供一丁目2番3号（岡山市役所分庁舎6階）

電話 086-803-1284

E-mail kankyouhozen@city.okayama.lg.jp

2 委託業務の基本事項

2. 1 協議

受託者は、委託者との連携を密にして業務に当たるものとし、十分に協議・打ち合わせを行う。また、受託者は協議・打ち合わせの都度、記録簿を作成し、概ね一週間以内に提出すること。

2. 2 法令・マニュアル

受託者は、本委託業務の履行にあたり、関係する法令、条例等を遵守すること。

- (1) 岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 岡山市情報セキュリティポリシー
- (4) その他関係法令、条例、要綱等

2. 3 品質管理・保証等

受託者は、本委託業務の履行にあたり、適切な品質管理の実施及び品質の保証を行うとともに、必要な企画立案能力、技術的能力の向上に努めること。

2. 4 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を本委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に漏らさないこと。
- (2) 受託者は、本委託業務の遂行にあたっては、個人情報の保護に関する法律及び岡山市情報セキュリティポリシーを遵守し、取得した個人情報は、その取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (3) 受託者は受託情報を保護するため、委託者と個人情報の保護に関する法律に基づく「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結しなければならない。

2. 5 業務責任者

本委託業務を遂行する業務責任者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者であること。
なお、原則として本委託業務企画競争のヒアリングを受けた者とする。

- (1) 官公庁・自治体から環境基本計画及び生物多様性地域戦略をはじめとする計画策定支援など、本業務と類似の業務に従事した経験があり、当該業務に精通していること。
- (2) 委託者の意図及び目的を十分理解し、適切な工程管理を行うこと等により、受託者の持つ最高技術を発揮させる能力を有していること。

2. 6 現場管理

業務責任者は、行程及び現場管理等を適切に行うこと。

また、業務の履行に当たり、監督員と事前に打合せ等を行うこと。

2. 7 災害等の防止

本委託業務履行にあたっては、労働安全関係法規を遵守し、業務従事者、参加者等の災害等防止対策に万全を期すこと。

2. 8 緊急時の措置

受託者は、事故、災害（自然災害含む。）等の不測の事態（以下「事故等」という。）が発生した場合、速やかに所要の処置を講ずるとともに事故等発生の原因、経過、事故等による被害の内容等について、直ちに委託者に報告すること。

2. 9 第三者の権利・利益の対象となるものの利用等

- (1) 本委託業務を実施するにあたり、第三者の資料を引用する場合は、当該著作権者等の了解を得るなど、必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2. 10 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に際して、他自治体で作成された内容の転用又は引用等を安易に行ってはならない。
- (2) 受託者は、委託者からの要望又は委託者の承諾がない限り、業務責任者を変更してはならない。
- (3) 企画競争で提出された企画提案の内容は、本業務委託仕様書の一部とみなす。

3 提出書類

3. 1 提出書類

本委託業務に関する提出書類は次のとおりとする。

なお、提出する書類の大きさは、特に指定のある場合を除き、日本産業規格 A 列 4 番にて編集すること。

I 着手前に提出する書類

ア 委託業務着手届…………… 1 部

イ 業務責任者届…………… 1 部

受託者は業務責任者を定め、書面により提出すること。

ただし、本市が不相当と認めた場合には改めて選任すること。

ウ 委託作業表…………… 1 部

II 委託期間中に提出する書類

委託報告書…………… 1 部

成果品をとりまとめたもの。

III 完了後に提出する書類

委託業務完了通知書…………… 1 部

3. 2 その他の書類

上記以外で、監督員から指示があった場合は、書類作成の上提出すること。

4 業務詳細

4. 1 次期計画及び次期戦略の策定

(1) 環境の現況及び関連施策動向等の整理

ア 本市及び国内外において、新たに対応すべき環境分野に係る社会的背景や動向等を整理・把握すること。

イ 令和 6 年度に実施している「岡山市環境事本計画ほか骨子案策定支援業務」でとりまとめた課題について検証すること。

(2) 重点的取組の検討

ア 現行計画及び現行戦略において、本市として重点的・緊急的・戦略的に対応すべき課題を抽出・整理し、制度や取組の方向性について検討すること。

イ 本市における特定の分野にとらわれない横断的な施策について、施策内容等の調査・確認すること。

(3) 施策の検討

次期計画及び次期戦略の骨子における長期的目標及び課題等の解決に向けた重点的取組をベースに現在の各種施策の位置づけや新たな施策展開の方向性、施策・事業例についてとりまとめること。

(4) 環境指標及び数値目標等の検討資料の作成

環境指標及び数値目標について、現行計画及び現行戦略、審議会委員等からの意見、他自治体の事例、本市個別計画の目標や指標等を参照し、これらを基に候補のリストアップや絞り込み等を行い、検討資料を作成すること。あわせて各施策に関する成果指標についても検討し、基本施策と同様に資料を作成すること。

環境指標及び数値目標の検討にあたっては、市民が理解しやすく、かつ各計画の進行管理がスムーズに実施できる形式を提案すること。

(5) 次期計画及び次期戦略の原案作成

上記(1)～(4)をとりまとめ、次期計画及び次期戦略の原案を作成すること。

(6) 次期計画及び次期戦略の修正案の作成

審議会委員等からの意見を踏まえ、次期計画及び次期戦略の(5)の原案を更新し、審議会や庁内協議等の資料となる次期計画及び次期戦略の修正案を作成すること。

(7) 次期計画及び次期戦略の最終案の作成

庁内協議の結果等を踏まえ、次期計画及び次期戦略の(6)の修正案を更新し、パブリックコメントの資料となる次期計画及び次期戦略の最終案を作成すること。

(8) 次期計画及び次期戦略の作成

4.3 の意見等を踏まえ、上記(7)で作成した最終案を更新し、次期計画及び次期戦略の案を作成すること。あわせて各々の計画の概要版を作成すること。

4. 2 地域説明会（タウンミーティング）開催支援

次期計画及び次期戦略についての市民への周知及び意見聴取を目的としたタウンミーティングを開催すること。

企画内容については設営・運営に関すること、市民に各々の計画の周知や意見聴取を実施するのに適した参加者の年代や属性などを提案すること。また、タウンミーティングでは進行役を配置し、円滑な進行を行うとともに、参加者の意見を集約すること。

受託者はタウンミーティングに関する資料作成を行うこと。なお、資料は、タウンミーティング開催7日前までに委託者に提出し、内容について承認を得ること。

タウンミーティングの開催に必要な物品や進行役の準備は、受託者が行う。

ア 開催回数：1回以上

イ 開催時間：半日以内／回

ウ 開催場所：市有施設ほか

参加者の日程調整及び開催場所の準備は委託者が行う。

エ 出席者：市民

参加者は、委託者から提示した案について、受託者の意見を反映したうえで決定する。

オ 出席者数：20名程度

カ 開催方式：対面方式または対面とZoom等を併用したハイブリッド方式

4. 3 パブリックコメント実施支援

受託者は「岡山市パブリックコメント手続実施要項」を踏まえ、パブリックコメントの意見を集計・集約し、市の考え方を加えた市民向けの公表資料を作成すること。

また、パブリックコメントの意見を踏まえ、次期計画及び次期戦略を更新すること。

4. 4 審議会運営支援

次期計画に関する議事については岡山市環境総合審議会（以下「総合審」という。）、また、次期戦略に関する議事については岡山市自然環境保全審議会（以下「自然審」という。）に諮る。各審議会の議事案は、表1のとおりとする。

受託者は各議事に関する資料作成を行うとともに、全ての会議に出席し、必要に応じて説明を行うこと。なお、資料は、審議会の開催14日前までに委託者に提出し、内容について承認を得ること。

ア 開催回数：6回（総合審3回、自然審3回）

イ 開催時間：いずれも2時間程度／回

ウ 開催場所：市有施設ほか

参加者の日程調整及び開催場所の準備は委託者が行う。

エ 出席者：総合審委員又は自然審委員

オ 出席者数：総合審25名程度、自然審15名程度（事務局含む）

カ 会議方式：対面とZoom等を併用したハイブリッド方式

受託者の審議会への出席は、Zoom等を利用できるものとする。

表1 審議会の概要

審議会	回次	議事（案）
岡山市環境総合審議会 （委員数：17名）	1	次期計画の原案について
	2	次期計画の修正案について
	3	次期計画の最終案について
岡山市自然環境保全審議会 （委員数：9名）	1	次期戦略の原案について
	2	次期戦略の修正案について
	3	次期戦略の最終案について

4. 5 次期計画及び次期戦略の周知・普及啓発

次期計画及び次期戦略について、市民への周知や普及啓発の効果的な方法について、具体的に提案すること。

5 成果品

(1) 成果品の提出

- ア 提出する成果品は表2のとおりとする。
- イ 各成果品については、適宜、図表やグラフなどを用い、見やすさに配慮するとともに、わかりやすいものとなるよう工夫すること。
- ウ 提出成果品に係る費用（紙代・印刷費・電子媒体費等）は全て受託者が負担すること。
- エ 4.1(6)に係る次期計画及び次期戦略の修正案については第2回総合審及び第2回自然審の審議会資料として14日前までに編集可能なファイル形式（Microsoft Word、Excelなど）で電子データを一次納品すること。
- オ 4.1(7)に係る次期計画及び次期戦略の最終案についてはパブリックコメントの開始14日前までに編集可能なファイル形式（Microsoft Word、Excelなど）で電子データを一次納品すること
- カ 成果品は委託者の承認を得たうえで納品すること。

(2) 成果品の納入方法

- ア 表2の成果物は、紙媒体2部と電子データ（CD-R等）1式を納品すること。
- イ 電子データはpdfファイル及び編集可能なファイル形式（Microsoft Word、Excelなど）で納品すること。

表2 提出する成果品

成果品	備考
次期計画案	A4サイズ、本編・資料編の2部構成とする。
次期戦略案	A4サイズ、本編・資料編の2部構成とする。
次期計画及び次期戦略の概要版	A4サイズ、各計画で10ページ以内とすること。
地域説明会（タウンミーティング）結果報告書	開催後、1か月以内に電子データを一次納品すること。

パブリックコメント実施結果報告書	実施後、1か月以内に電子データを一次納品すること。
------------------	---------------------------

6 計画策定スケジュール

次期計画及び次期戦略の策定に係る全体スケジュール（予定）は次のとおり。

年度 月	R5					R6												R7											
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
フ ロ イ	● 諮問 (基本計画) ● 諮問 (地域戦略)					<div style="text-align: center;"> <p>骨子</p> <p>国内外の動向整理 → 現状と課題の整理 → 市民アンケート → 事業者アンケート → ワークショップ (地域戦略) → 目標、将来像の設定</p> </div>												<div style="text-align: center;"> <p>原案 → 修正案 → 最終案 → 答申</p> <p>施策体系の整理：重点プロジェクトの設定、環境指標の設定 → パブコメ準備 → パブコメ → タウンミーティング</p> </div>											
審 議 会	自然環境保全審議会(◆) →					環境総合審議会(●) →												● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●											

7 参考図書

7. 1 参考図書

業務は、下記に掲げる図書を参考とする。

ア 第2次岡山市環境基本計画（改訂版）

掲載サイト：<https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/0000041996.html>

イ 岡山市環境白書

掲載サイト：<https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/0000041998.html>

ウ 令和6年度第3回岡山市環境総合審議会

掲載サイト：後日、ホームページ掲載します。

エ 岡山市生物多様性地域戦略

掲載サイト：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000015918.html>

オ 岡山市の重要生態系リスト

掲載サイト：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000038042.html>

カ 自然環境モニタリング

掲載サイト：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000037443.html>

キ 令和6年度第3回岡山市自然環境保全審議会

掲載サイト：後日、ホームページ掲載します。

ク 生物多様性地域戦略の策定（環境省 HP）

掲載サイト：https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/local/decision.html

7. 2 上記以外の図書等

上記以外の図書又は事例を参考とする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。